

<前橋市からのお知らせ>

都市計画法第53条の許可基準緩和について

木造等の3階建ても建てられるようになりました

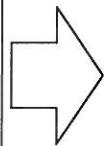
都市計画施設（道路、公園等）の区域内、または市街地開発事業（土地区画整理事業等）の施行区域内に建築物を建築しようとする場合、都市計画法第53条の建築許可が必要です。

このたび、この許可基準を緩和し、平成28年4月1日（同日申請以降）から下記のとおり3階建ての建築物についても許可対象となりました。

<これまでの許可基準>

建築物が次に掲げる要件に該当し、かつ、容易に移転し、又は除去することができるものであると認められること。

- ・階数が二以下で、かつ、地階を有しないこと。
- ・主要構造部が木造、鉄骨造、コンクリートブロック造その他これらに類する構造であること。



<新たな許可基準>

建築物が次に掲げる要件に該当し、かつ、容易に移転し、又は除去することができるものであると認められること。

- ・階数が三以下で、かつ、地階を有しないこと。
- ・主要構造部が木造、鉄骨造、コンクリートブロック造その他これらに類する構造であること。

※構造の制限については、これまでどおりです。

※関係法令等の許可・審査基準等において他に制限がある場合がありますので、担当所属で確認してください。

※一部建築制限を緩和しない事業化を予定している区域がありますので、下記までお問い合わせください。

<問い合わせ先>

前橋市 都市計画部 都市計画課 都市施設係
電話 027-898-6944

都市計画法（抜粋）

（建築の許可）

第五十三条 都市計画施設の区域又は市街地開発事業の施行区域内において建築物の建築をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事等の許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。

一号から五号 省略

2、3 省略

（許可の基準）

第五十四条 都道府県知事等は、前条第一項の規定による許可の申請があつた場合において、当該申請が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可をしなければならない。

一、二 省略

三 当該建築物が次に掲げる要件に該当し、かつ、容易に移転し、又は除却することができるものであると認められること。

イ 階数が二以下で、かつ、地階を有しないこと。

ロ 主要構造部（建築基準法第二条第五号に定める主要構造部をいう。）が木造、鉄骨造、コンクリートブロック造その他これらに類する構造であること。